

鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(案)

平成27年12月

鈴 鹿 市

目 次

1	鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	1
2	計画期間	1
3	総合戦略の体系について	2
4	鈴鹿市の人口の現状について	3
	(1) 人口動向分析	3
	(2) 人口の自然増減に関する要因分析	3
	(3) 人口の社会増減に関する要因分析	4
	(4) 人口の将来推計	4
	(5) 人口減少及び人口構造の変化がもたらす課題	5
5	総合戦略推進に当たっての視点	7
	(1) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性	7
	(2) 三重県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性	10
	(3) 鈴鹿市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性	13
6	総合戦略の取組内容	16
	【§ 1 人口減少抑止策】	
	(1) 基本目標 1－1：競争力のある産業の創造と雇用の創出	17
	(2) 基本目標 1－2：魅力の創造と定住人口・交流人口の拡大	25
	(3) 基本目標 1－3：安心して結婚・出産・子育てができる社会の実現	33
	【§ 2 人口減少社会適応策】	
	(1) 基本目標 2：人口減少社会に適応した安全・安心なまちづくりの推進	45
7	総合戦略の進行管理	77
	(1) 推進体制	77
	(2) 進行管理の方法	77

1 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

「鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）は、2014（平成26）年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略です。

総合戦略は、鈴鹿市総合計画2023（以下「総合計画」という。）が掲げる将来都市像「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか」の実現をめざし、今後進展が予測される人口減少と人口構造の変化を見据え、人口減少を可能な限り抑止するための効果的な取組を推進するとともに、進行する人口減少に適応可能な、地域の特性に応じた安全・安心なまちづくりを市民とともに進めるため、人口減少抑止策及び人口減少社会適応策の2つの方向性から、次の基本目標を掲げ、基本的方向及び具体的な取組について、必要な事項を示すものです。

【§ 1 人口減少抑止策】

- 基本目標 1－1 競争力のある産業の創造と雇用の創出
- 基本目標 1－2 魅力の創造と定住人口・交流人口の拡大
- 基本目標 1－3 安心して結婚・出産・子育てができる社会の実現

【§ 2 人口減少社会適応策】

- 基本目標 2 人口減少社会に適応した安全・安心なまちづくりの推進

2 計画期間

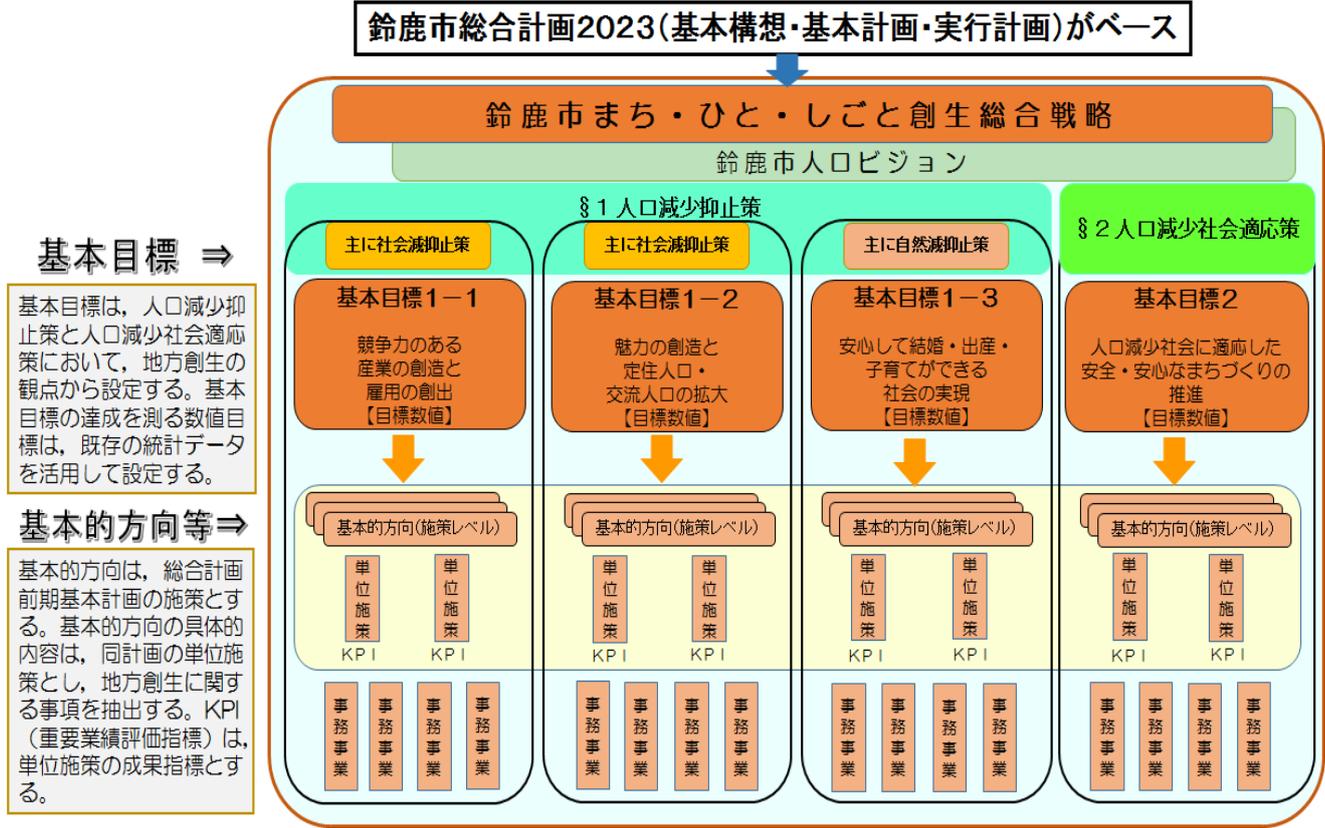
総合戦略の計画期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。

3 総合戦略の体系について

総合戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本目標と「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を前提とし、総合計画との整合を図り、「鈴鹿市人口ビジョン」（平成27年12月）の分析に基づく課題への対応や地域の特性に応じたまちづくりを推進するための戦略として策定します。

そのため、総合計画の前期基本計画から、4つの基本目標の達成に寄与する施策などを抽出して、次のとおり、総合戦略としてまとめています。

■ 総合戦略の体系



4 鈴鹿市の人口の現状について

(1) 人口動向分析

2013（平成25）年12月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市の人口動向は、三重県全体と比較すると緩やかですが、長期的には減少傾向にあり、2040（平成52）年には、現在の約20万人から、188,440人となり、2000（平成12）年当時の人口水準にまで減少すると予測されています。

人口構造の変化については、少子高齢化の進展により、老年人口が2040（平成52）年まで増加傾向であるのに対し、年少人口及び生産年齢人口は減少し続けるため、人口の年齢構成比率を示す人口ピラミッドは、下すぼみの壺型の形がより顕著となる見込みです。

人口動態については、出生数・死亡数の差を表す自然動態においては、これまで自然増が続いてきましたが、その差はほぼなくなっており、近い将来、自然減に転じる可能性が高くなっています。また、転入者数と転出者数の差を表す社会動態においては、2008（平成20）年度以降、転出者が超過している社会減の状態が続いています。

家族類型別の世帯構成については、夫婦と子から成る世帯が最も多いものの、割合的には減少しており、単身世帯及び夫婦のみの世帯の割合が高まっている傾向が見られます。また、男性の単独世帯は50歳以下が、女性の単独世帯は65歳以上が割合的に高い傾向があります。

(2) 人口の自然増減に関する要因分析

合計特殊出生率については、国全体及び三重県全体の率を上回って推移していますが、1.5台から1.6台を推移しており、人口置換水準である2.07を大きく下回る状況が続いています。

合計特殊出生率と未婚率については、明確な相関関係は見られませんが、男性、女性ともに未婚率（20～49歳）が上昇傾向にあります。特に2010（平成22）年では、女性が28.5%であるのに対し、男性は41.6%と高い状況にあります。

未婚率を年齢別に見ると、男性は30歳から39歳、女性は25歳から34歳の年齢層での割合が特に上昇しています。

（３）人口の社会増減に関する要因分析

人口移動の状況については、2009（平成21）年以降、転出超過の傾向が続いており、20歳から39歳までの年齢層の転出超過が見られ、進学や就職時の転出、転勤などによる若い世代の転出が考えられます。

人口移動の地域的な関係性については、東京圏（東京都）、中部圏（愛知県）に対する転出超過が見られます。一方で、年度によって違いはありますが、九州・沖縄（熊本県）、北関東（栃木県・茨城県）、関西（大阪府）、三重県内の地域から転入超過も見られます。

三重県内の他市町からの転入、転出の状況においては、主に近隣の亀山市、菟野町に対しては転出超過となっており、一方で、伊勢市、松阪市からは転入超過となっています。

さらに、2013（平成25）年においては、転出傾向が強い15歳から29歳までの年齢層の人口移動状況については、東京圏（東京都）及び中部圏（愛知県）以外の地域に対しては、転入超過が見られます。

（４）人口の将来推計

「鈴鹿市人口ビジョン」では、本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計に基づく場合、日本創生会議の将来推計に基づく場合、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計に国の仮定値とした数値（2020年に合計特殊出生率が1.6、2030年に1.8、2040年に約2.1）を適用した場合、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計に三重県の目標値（2025年に合計特殊出生率が1.8、2035年に約2.1（「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」から））を適用した場合の複数のパターンで推計しています。

合計特殊出生率の回復パターンにより、2010（平成22）年に対する2060（平成72）年の総人口の減少率は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計の20%から、三重県の目標値を適用した場合の7%まで開きがありますが、2010（平成22）年の国勢調査時の199,293人からは、いずれも減少するものと推計しています。

また、人口減少段階の分析では、2040（平成52）年までは、総人口が減少する一方、老年人口が増加する「第1段階」となり、それを過ぎると2060（平成72）年まで総人口が減少し老年人口も維持・微減となる「第2段階」へ、さらに2060（平成72）年以降は総人口が減少し老年人口も減少する「第3段階」へと推移するとしています。

本市の将来推計人口の各パターンでは、2040（平成52）年までは、いずれの場合も、人口減少段階は「第1段階」となると推計しています。

（5）人口減少及び人口構造の変化がもたらす課題

■人口減少を抑止するためのまちづくりを進めること

本市の人口動向は、すでに社会減となっていることに加えて、近い将来、自然減に転じる可能性が高く、このままでは、本市の人口は継続的に減少していく可能性があります。

このような状況から、今後、一定規模の人口を維持し、都市の機能を確保していくために、社会減から社会増への転換、自然減を可能な限り抑えるための取組が必要となります。

■人口減少及び人口構造の変化に適応したまちづくりを進めること

2040（平成52）年までは、少子化により年少人口及び生産年齢人口の数や割合が継続的に減少する一方で、高齢化により老年人口の数や割合が継続的に増加する状況が長期的に続くと予測しています。

このため、次のような課題が生じてきます。

①経済、生産・消費活動、雇用への影響

生産年齢人口が減少を始め、人口構造が変化することに伴い、企業の生産活動の減速や、雇用規模の縮小、消費行動の抑制などにより、市内経済の規模縮小などが考えられます。このため、産業の維持及び雇用の創出に向けた取組がより重要です。

②財政への影響

企業の生産活動の低下による収益の減少や市税の納税義務者数の減少などにより、主たる自主財源である地方税の歳入規模が縮小することなどが考えられます。このため、生産年齢人口の確保や新たな財源の確保に向けた取組が必要で

す。

③公共建築物及び公共インフラ維持への影響

財政規模が縮小する反面，過去に建設した公共建築物や，道路などの公共インフラが，老朽化に伴う更新を一斉に迎えようとしています。同時に，人口の減少及び人口構造の変化により，公共施設などにおける行政サービスの質（需要）も変化していくと予想されます。このため，公共施設などの総量適正化を踏まえながら，計画的かつ効率的な取組が必要です。

④社会福祉，医療，介護，保険などの社会保障への影響

高齢社会の一層の進展により，継続的な医療費の増加，医療資源の不足，健康保険や介護保険の制度維持などが課題となっています。このため，社会保障費における給付と負担のバランスを確保する取組が一層必要です。

⑤子育て，教育への影響

少子化により，子どもの数が減少する中，将来を支える子どもたちが健やかに成長するため，教育環境の充実や学校規模の適正化などが課題となっています。このため，今まで以上に子育てがしやすい環境の整備が必要です。

⑥コミュニティへの影響

高齢化や単独世帯の増加などにより，地域におけるコミュニティ意識が低下し，活動規模が縮小することが懸念され，自助や共助の仕組みを維持することが困難な状況になることが考えられます。このため，空き家対策や高齢者の見守り，交通（移動手段）の確保などの取組が必要です。

5 総合戦略推進に当たっての視点

(1) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性

①長期ビジョン*が示す中長期展望

- ・「2060年に1億人程度を維持する」ことを実現するために、若い世代の結婚、子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。
- ・若い世代を中心とする東京圏への流入が日本全体の人口減少につながっているため、「東京一極集中」の是正に取り組む必要があること。
- ・成長力の確保の視点からは、「人口の安定化」を進めると同時に、労働力人口の減少を補う上で「生産性の向上」が必要不可欠であること。

*長期ビジョンとは、国の人口ビジョンで、日本の人口の現状と将来の姿を示したものの。

②基本目標

「長期ビジョン」を踏まえ、国の「総合戦略」では、次のとおり、4つの「基本目標」を設定しています。

基本目標1：地方における安定した雇用を創出する

- ・東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消すること。
- ・そのためには、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組むこと。
- ・職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチや、ポテンシャルのある女性の就業機会の不足などの理由により、地方で生かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用などの割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図ること。

※目標数値

■若者雇用創出数（地方）

2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出

■若い世代の正規雇用労働者等の割合

2020年までに全ての世代と同水準をめざす

基本目標2：地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、地方への移住・定着に結び付けるために、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立すること。
- 地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、現在、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させること。
- 東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることをめざすこと。

※目標数値

- 東京圏から地方への転出 4万人増加
(2020年時点, 2013年比)
- 地方から東京圏への転入 6万人減少
(2020年時点, 2013年比)
- 上記により2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

基本目標3：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備などの取組を推進することで、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を40%以上とすること。
- 若年世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げるよう取り組むこと。

※目標数値

- 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合 40%以上(2013年度19.4%*)
(*2013年度「安心して妊娠・出産できるような社会」の達成度について、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合)
- 第1子出産前後の女性の継続就業率 55%(2010年38%)
- 結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- 夫婦子ども数予定実績指標 95%(2010年93%)

基本目標4：時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

- 「しごと」と「ひと」の好循環を、活気にあふれた「まちづくり」によって、しっかりと地域に根付かせていくことをめざすこと。
- そのため、地方都市における都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺などの交通ネットワーク形成の推進、地域間の連携促進による自立的な経済・生活圏の形成促進など、暮らしの環境の充実を進め、活気にあふれる「まちの創生」を実現すること。

※目標数値

- 国の目標数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」の内容を踏まえ設定することとされています。

(2) 三重県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性

三重県の総合戦略では、『希望がかない、選ばれる三重』をめざす姿とし、その実現に向けて、自然減対策及び社会減対策それぞれに目標を掲げ、車の両輪として推進していくこととされています。

また、自然減対策及び社会減対策の取組を効果的に推進するための下支えとして、基盤づくりに関する取組も併せて推進していくこととされています。

①自然減対策について

基本目標：「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

- ・人口の動向等を踏まえ、2015（平成27）年3月に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を中心に、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなうよう、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」の4つのライフステージごとに、「働き方」も含めた切れ目のない取組の充実・強化を図っていくこと。

※目標数値

■県内の合計特殊出生率

1.45（2014年度） ⇒ 1.8台（おおむね10年後）

■地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

55.6%（2014年度） ⇒ 67.0%（2024年度）

②社会減対策について

基本目標：「『学びたい』『働きたい』『暮らし（続け）たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重」

- ・近年の人口移動の状況を見ると、15歳から29歳の転出超過が大きく、大学などへの進学や就職などが背景にあると考えられることから、県内の若者が、三重県で「学びたい」「働きたい」という希望がかなうよう取り組んでいくこと。
- ・県内の若者に限らず、幅広い年齢層で転職などによる人口移動も大きいと考えられることから、しごとの創出や産業の育成を進めるとともに、働く場の魅力向上や選択肢拡大に資する取組を進め、県内での就労促進につなげること。
- ・三重ならではの観光資源や地域固有の資産を磨き上げ、活用し、交流人口の

増加を図っていくこと。

- ・主要国首脳会議「伊勢志摩サミット」の開催を、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、本県の知名度や地域の総合力の向上につなげることで、県内産業の振興や雇用の創出、持続的な地域の活性化を図っていくこと。
- ・地域における安全・安心の確保、魅力の向上など、暮らしに関わるさまざまな分野で対策を進め、県内外の人々に三重県で「暮らしたい」という思いを持っていただくとともに、U・Iターンなど暮らし続けることができるようにすること。

※目標数値

■県外への転出超過数

3,000人(2013年及び2014年の2カ年平均)

⇒ 1,600人(2019年度)

③基盤づくり(自然減対策及び社会減対策を支えるベース)について

地域特性を活かした個性あふれるまちづくり

- ・市町と連携しながら、拠点機能の集約化によるコンパクトなまちづくりの構築に向けた取組を進めるとともに、拠点機能へのネットワークの充実などを進め、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めること。

広域的な交通基盤などの社会資本整備と次世代を見据えた交通基盤の構築

- ・県内の交通体系に広く影響を及ぼす鉄道路線などの維持・確保に取り組むとともに、広域交通結節点となる主要駅や拠点空港までのアクセス機能の強化の検討、拠点空港の機能強化に取り組むこと。
- ・リニア中央新幹線は、早期全線整備や県内駅の早期決定に向け取り組むこと。
- ・高規格幹線道路や直轄国道の整備を促進するとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路などの整備、港湾施設の整備を推進すること。
- ・広域的な移動を伴う地域間バスや鉄道事業者が行う老朽化・耐震・安全などへの対策に対して、国や関係市町などと協調して支援すること。

大規模災害に備えた防災・減災対策

- ・災害発生時における緊急輸送にかかる交通(輸送)を確保するための道路や、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害防止施設、港湾・漁港施設、農林水産施設等基盤施設の整備、河川堆積土砂の計画的な撤去、建築物の耐震化、災害に強い森林づくり、住民の避難体制を確保するための情報提

供の推進などにより，大規模災害に備えた防災減災対策を進めること。

公共施設等の効果的・効率的な維持管理

- 公共土木施設の長寿命化計画に基づき点検・診断・措置・記録を確実に実施し，メンテナンスサイクルを回すことにより，効果的・効率的な維持管理を進めるとともに，農林水産施設についても計画的な維持管理を進めること。
- 長期的な視点に立って公共施設などの総合的管理を行うため，「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき，点検・修繕履歴の蓄積などによりの確な維持管理や長寿命化に取り組むこと。

(3) 鈴鹿市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性

本市の総合戦略は、国や三重県がめざす総合戦略の方向性を勘案し、さらに、総合計画が掲げる将来都市像や将来都市像を支えるまちづくりの柱、めざすべき都市の状態を具現化することを目的として策定します。

その中で、地方創生としての基本目標や、講ずべき施策の基本的方向、具体的な施策を位置づけ、市民や関係機関との連携を図りながら、「人口減少抑止」や「人口減少社会への適応」に必要な事業を推進します。

また、併せて、総合戦略の開始年度である2015(平成27)年度については、総合戦略の方向性に沿った取組として、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)の活用により、U・I・Jターン促進、創業支援、地域資源の活用による交流人口の拡大など、本市の好循環に寄与する効果的な取組を推進します。

(鈴鹿市総合計画2023の実現に向けて)

【将来都市像】

「 みんなで創り 育み 成長し

みんなに愛され選ばれるまち すずか 」

これからのまちづくりには、市民力と行政力を合わせた鈴鹿市全体の自治力を高めることで、地域づくりや市民の生活を、創り、育み、成長させることが必要であり、「みんな」という言葉が使われているのは、多様な主体が力を合わせて取り組んでいくという意図があります。

また、市民力と行政力を向上し、一丸となって、まちづくりに取り組んだ結果、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思われるような都市の実現を意図した将来都市像です。

総合戦略では、人口減少社会においても、将来都市像が実現できるように施策を推進します。

【5つの将来都市像を支えるまちづくりの柱と自治体経営の柱】

将来都市像を支えるまちづくりの柱は、「将来都市像」が意図するまちづくりの基本的な方向性を示すものです。

また、将来都市像を支えるまちづくりの柱すべてを推進していくための最も基本的な取組が、自治体経営の柱となります。

総合戦略では、総合計画の「将来都市像を支えるまちづくりの柱」に対して、地方創生の視点から必要な施策を立案し、推進することとしています。

■将来都市像を支えるまちづくりの柱

①大切な命と暮らしを守るまち すずか

危機管理体制の向上，防災・減災施策の充実，交通事故抑止策及び犯罪抑止策の充実など，市民の大切な生命と財産，暮らしを守るためのまちづくり。

②子どもの未来を創り 豊かな文化を育むまち すずか

子どもを安心して産み，育てることができ，子どもたちが安心して健全に育つことができるまちづくり。

市民が，芸術や文化，生涯学習などの活動を通して知識や教養を高めることにより，精神的な豊かさを感じるとともに，スポーツを通して，心身ともに充実した生活ができるまちづくり。

③みんなが輝き 健康で笑顔があふれるまち すずか

高齢者や障がい者などを支え自立を促進するための取組，安心して医療が受けられるための取組，市民の健康を増進するための取組及び保険制度の安定的な運営や生活問題の解決・改善に向けたセーフティネットの構築を通して，市民が互いに協力して，いきいきと笑顔で暮らすことができるまちづくり。

④自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか

これまで守られてきた豊かな自然環境を保全するとともに，今後も維持するため，自然環境と密接な関係をもつ生活衛生環境の向上を図るためのまちづくり。

都市の基本的な機能である道路、公共交通、上下水道などの都市基盤や公共施設の維持、整備を図り、良好な都市環境のもとで快適に暮らすことができるまちづくり。

⑤活力ある産業が育ち にぎわいと交流が生まれるまち すずか

将来にわたり、多様で活力のある産業構造を維持することにより、安定した雇用を確保するためのまちづくり。

■自治体経営の柱

⑥市民力、行政力の向上のために

平和な社会や市民一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会、国籍などの違いを超えて互いに理解し合える多文化共生の社会、性別に関わらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり。

既に行われている市民によるまちづくりの取組をさらに促進、支援するとともに、市民と行政が連携しながら、地域づくり組織の設置及びまちづくりを担う人材育成のための取組を進め、さらに地域づくり組織が主体となって取り組む地域づくりのための計画を、地域別経営計画として総合計画に位置づけるなど、市民力の向上を図り、市民が主役のまちづくりを進めるための取組。

総合計画を中心とした計画体系の確立や、総合計画の実効性を担保する予算や評価、行財政改革などの個別のマネジメントシステムを統合し、総合的な行政経営システムの仕組みを構築することにより、市民ニーズに合った質の高い行政サービスが適切に提供できるよう、行政力を向上するための取組。

6 総合戦略の取組内容

前述の、人口減少及び人口構造の変化がもたらす課題を踏まえ、国、県、本市の総合戦略の2つの方向性を下に4つの「基本目標」を掲げ、人口減少抑止と人口減少社会に適応したまちづくりを進めます。

4つの基本目標には既存の統計データなどから目標数値を明確に設定し、それぞれの基本目標と目標数値の達成に寄与する「講ずべき施策の基本的方向」及び「具体的な施策の内容」を位置づけます。

また、それぞれの「講ずべき施策の基本的方向」には、その進捗状況を検証する仕組みとして、KPI（重要業績評価指標）を設定し、「具体的な施策の内容」である事務事業の推進により、KPIや基本目標に設定する目標数値の達成水準を確認しながらPDCAサイクルにより推進していきます。

以下、基本目標ごとに、「講ずべき施策の基本的方向」と「具体的な施策の内容」を示します。

※基本的方向を推進する担当部課は、2016（平成28）年度の組織機構に基づき掲載しています。

§ 1 人口減少抑止策

(1) 基本目標 1-1 : 競争力のある産業の創造と雇用の創出

本市は、農業、漁業、商業、工業などバランスのとれた産業構造を有し、恵まれた環境にあることから、将来にわたる競争力強化に向けて、既存産業の更なる成長と新たな産業の創出に取り組み、併せて働く場所と人材の確保など、雇用の創出を図ります。

特に、本市の強みであるものづくり産業の更なる活性化に向けて、基幹産業である自動車産業を基軸として、整備が進む新名神高速道路などの交通インフラを最大限活用し、地域特性を生かした産業集積を図ります。

また、自動車産業以外の分野においても、航空宇宙、ヘルスケア、環境エネルギー、食などの次世代産業の創出や研究開発機能の立地、集積を図ります。

併せて、生産年齢人口が減少する中、新たな雇用機会の創出や求職と求人のミスマッチの解消、若者の就業支援などをはじめ、共生社会の実現に向けた障がい者や外国人などの雇用促進を図るなど、誰もがいきいきと働くことができる就業・雇用環境整備に取り組みます。

【目標数値】

■ 製造品出荷額

14,590億円(2013年度)⇒15,226億円(2019年度)

■ 企業立地に伴う新たな雇用者数

1,000人(2015年度～2019年度の計5年間の累計)

■講ずべき施策の基本的方向及び具体的な施策の内容

基本的方向 1 : 産業集積の基盤整備と企業誘致及び
企業の高度化・高付加価値化の推進
－担当部課：産業振興部 産業政策課－

【現 状】

基幹産業である自動車産業の製造品出荷額は、全体の7割を占めることから、本市産業の成長は、自動車産業の動向に左右されやすくなっています。

本市は、道路交通網の整備が進むことにより、企業の投資の拠点になりうるなど、高いポテンシャルがありますが、工業団地などの企業適地が不足しています。

【課 題】

今後、整備が進む道路網を生かした成長産業の企業立地促進、立地企業への支援などにより、地域特性を生かした産業集積の促進を図り、地域経済の自立的発展を支えるとともに、地域間競争に対応できる産業の振興を図ることが必要です。

【取組の方向性】

工業用地などの集積基盤の整備を推進し、新たな企業の誘致を図るとともに、本市の基幹産業である自動車産業を中心とした、ものづくり技術力をはじめとする地域特性を生かした産業集積を促進します。

企業の技術力高度化、販路開拓支援、経営支援などを通じて、企業の高付加価値化を促進します。

市内企業が取り組む新技術・新製品開発に対する支援を行うことにより、研究開発型企業を育成するとともに、ものづくり技術の高度化・高付加価値化を促進し、市内産業の活性化を図ります。

高度技術開発の促進、持続可能な企業経営の促進、地域産業を担う人材の育成などにより、経営・技術革新の促進を図り、時代潮流の変化に的確に対応しながら、中小企業が持続的に発展していくための経営資源確保に対して支援を行います。

【具体的な施策の内容】

- 自動車産業を基軸とした産業のほかに、研究開発機能の強化、次世代産業の立地誘導を進めます。
- 民間活力を利用し、新名神高速道路（仮称）鈴鹿パーキングエリア スマートインターチェンジ周辺の土地の利活用を図り、工業団地などの産業基盤の整備を進めます。
- 次世代自動車の市場投入を踏まえ、水素供給設備などのインフラ整備を行い、低炭素社会の実現に向けて産学官連携による技術開発を促進します。
- 技術的な支援を必要とする企業とのネットワークを構築し、高等教育機関の技術シーズを活用するなどして基盤技術の高度化を支援することにより、新技術開発や新製品開発、人材の育成を促進します。
- 中小企業に対し、人材育成、技術・経営相談、新たな事業展開など、様々な側面における支援を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

■新規立地企業数

数値なし（2015年度） ⇒ 10社（2019年度）

■水素供給設備数（民間によるものを含む）

0箇所（2015年度） ⇒ 3箇所（2019年度）

■新技術開発などにかかる助成採択件数

数値なし（2015年度） ⇒ 12社（2019年度）

■経営基盤強化のための支援を受けた中小企業の件数

132件（2015年度） ⇒ 150件（2019年度）

基本的方向 2：第一次産業の活性化

－担当部課：産業振興部 農林水産課・耕地課
農業委員会事務局－

【現 状】

農林漁業を取り巻く状況は、農林業者、漁業者の減少、農地の荒廃化、所得の減少など厳しい状況が続いています。

また、産業としての持続可能性喪失や農林漁業集落の高齢化・過疎化の危機を招いているとともに、施設、設備の老朽化が進行しています。

【課 題】

活力に満ちた第一次産業の実現をめざすため、農林漁業者の新規就業者の確保・育成、優良農地の確保と利用集積、生産基盤の維持・強化をより一層進める必要があります。

【取組の方向性】

第一次産業の成長化を図るために、農地や施設など生産基盤の維持・整備と消費拡大につながる特産物振興、六次産業化への取組支援、情報発信などを農商工連携の下、推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・地元農水産物の地産地消を推進します。
- ・生産力強化のため、農地や施設などの維持・整備を行います。
- ・消費拡大のための特産物振興、六次産業化への取組支援、情報発信を行います。
- ・農商工連携の下、第一次産業の活性化を図ります。
- ・認定農業者、新規就農者など育成すべき対象を明らかにし、金融・補助などの支援措置を集中化・重点化することで、後継者や担い手、新規就農者及び就業者の確保、育成を図ります。
- ・農林漁業関連施設・設備について、点検、維持修繕を適時に行うことにより保全するとともに、必要に応じた整備を行います。
- ・制度資金貸付及び利子補給を行います。
- ・経営支援及び経営安定化支援を行います。
- ・農地の利用集積・集約を図ることにより、効果的な農林業の振興を図ります。
- ・優良農地を保全するための施策を推進し農業振興地域の整備を図ります。

- 有害鳥獣対策などにより、森林や農地、海の環境を保全することで、多面的機能の維持を図ります。
- 各種産品を拡充させ、それぞれに産地化、特産物化、高付加価値化を推進することで、生産母体である農林漁業関連組織などの充実に向けて支援します。
- 土地改良、基盤整備、農業用施設を整備します。
- 用水確保、水路・ため池整備及び災害復旧を行います。
- 農地の多面的機能の確保を図ります。
- 農地の情報管理を行います。
- 優良農地の維持と利用促進を行います。
- 耕作放棄地の解消を推進します。
- 農業者年金を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 担い手農家の平均耕作面積
14.5ha（2015年度） ⇒ 20.0ha（2019年度）
- 認定農業者数
224人（2014年度） ⇒ 250人（2019年度）
- 農業近代化資金利子補給件数
334件（2014年度） ⇒ 350件（2019年度）
- 農地を有効に利用するために担い手に集約した割合
30.7%（2014年度） ⇒ 35.0%（2019年度）
- 農地のほ場整備をした面積
2,850ha（2014年度） ⇒ 2,900ha（2019年度）
- 耕作放棄地面積
450ha（2015年度） ⇒ 400ha（2019年度）

基本的方向3：消費活動の更なる活性化推進

－担当部課：産業振興部 産業政策課－

【現 状】

大型店や複合型商業施設の出店により，市内の商業全体を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの施設は，市外からも多くの集客を有する魅力ある施設として，市内の商業活動を牽引しています。

一方，販売競争の激化や消費行動の多様化などにより，市内の企業・事業者数が減少傾向にあり，商店街においては組織の弱体化が懸念されるなど，個店にとっては厳しい環境となっています。

【課 題】

大型店や複合型商業施設により高まっている集客力を，今後も維持していく必要があります。

また，変化する環境に対応できる中小企業などを増加させ，商店街の活性化を再現するための支援施策を講じる必要があります。

【取組の方向性】

市内の中小企業や商店街による，魅力ある商品（サービス）の提供やにぎわいの創出を支援し，市内での消費活動の拡大に取り組みます。

【具体的な施策の内容】

- ・商店街などの実施する活性化促進事業の資金支援を行います。
- ・商店街などの実施する共同施設設置事業の資金支援を行います。
- ・鈴鹿商工会議所と連携し，市内商業者などの経営の健全化のための資金支援，後継者育成事業などを行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 活性化事業を実施している商店街数
7件（2015年度） ⇒ 9件（2019年度）
- 商工会議所に参加する事業者数
1,021事業所（2015年度） ⇒ 1,050事業所（2019年度）

基本的方向4：誰もが安心して働ける労働環境づくり

－担当部課：産業振興部 産業政策課－

【現 状】

15歳以上65歳未満の生産年齢人口が減少することによって、求人募集数と求職希望者数のバランスが崩れ、計画した人材が確保できないなど、企業活動に影響が出ています。

建設業や製造業の就労者が減少し、介護・福祉といった新たなサービス業の就労者が増加するなど、就業構造が変化しています。

【課 題】

生産年齢人口が減少していく中で、新たな雇用機会を創出し、市外・県外からの労働力確保を図るなど、地域での雇用を維持する必要があります。

就業構造が変化していることから、求職者のニーズにあった雇用機会の確保や就労支援、雇用環境の整備に向けた支援をする必要があります。

【取組の方向性】

市民が、それぞれの能力を發揮しながら安全にいきいきと働くための就業・雇用環境整備に向けた支援を充実させます。

【具体的な施策の内容】

- ・高齢者雇用、職業訓練などに対する支援など、雇用・労働に係る支援を行います。
- ・創業や起業に向けた支援、市外からの就業希望者を本市の求人募集企業にマッチングさせるなどのU I Jターン就職支援に係る取組を進めます。
- ・中小企業の勤労者に向けた福利厚生事業を支援します。
- ・中小企業退職金共済制度などの加入促進に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

■ハローワーク鈴鹿管内の就職率

22.3%（2015年6月現在） ⇒ 28.0%（2019年度）

■中小企業退職金共済制度など奨励事業補助金の適用を受ける勤労者数

400人（2014年度） ⇒ 500人（2019年度）

基本的方向 5：共生社会実現に向けた障がい者福祉の推進

(障がい者雇用の取組)

－担当部課：健康福祉部 障がい福祉課－

【現 状】

障がい者の共生社会実現に向け、社会参加機会の確保は十分ではない状況です。障がい者の就労面においては、就労支援事業などの効果もあり、ハローワーク鈴鹿管内における障がい者の雇用率は、県下では上位にあります。

【課 題】

障がい者の職域拡大や雇用を安定させる取組などを通じて、障がい者が地域で生活できる環境を整える必要があります。

【取組の方向性】

共生社会実現に向けて、障がい者の就労の充実、生活基盤の整備、地域社会に参加できる環境整備を進めます。

【具体的な施策の内容】

- ・障がい者の多様な就労先を確保するため、職域を拡大し、障がい者の適性に
 応じた就労を促進します。
- ・障がい者の地域移行を支援し、共生社会実現のための仕組みづくりを構築し
 ます。
- ・障がい者の社会参加を進めるため、社会的障壁の除去や、啓発に取り組みま
 す。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ハローワーク鈴鹿管内における障がい者の雇用率
 2.01%（2015年度） ⇒ 2.20%（2019年度）
- グループホームなどにおいて、地域で暮らす障がい者数
 99人（2015年9月1日現在） ⇒ 120人（2019年度）

(2) 基本目標 1－2：魅力の創造と定住人口・交流人口の拡大

本市の人口規模や経済規模及び財政規模を維持，拡大させるには，根本的な対策として自然動態による人口増加を図ることが不可欠ですが，これらは長期的に継続した取組が必要となります。

このため，短期・中期的には，都市の魅力の創造による定住人口及び交流人口の拡大が重要であり，地域資源の活用などによる集客・交流人口の拡大や，若者やリタイヤ世代などが集まり，市内に定住，移住（進学，就職，生活）するための取組を進めることで，人口規模の維持，拡大を図ります。

【目標数値】

■ 社会動態による人口動態*

△570人（2014年度） ⇒ 130人（2019年度）

* 転入者数－転出者数（年度当たり）

* 2019年度までに社会動態を＋130人まで改善し，以降，その水準を維持を図ります。

■講ずべき施策の基本的方向及び具体的な施策の内容

基本的方向6：地域資源の活用による集客・交流人口の増加

－担当部課：産業振興部 地域資源活用課－

【現 状】

余暇の過ごし方が幅広くなってきている中、「観光」の多様化が進んでいます。また、国外からの観光客が増加し、観光需要が高まっています。

そのため、様々な地元の情報を国内外へ積極的に発信することにより、集客・交流人口を拡大しようとする試みが各地で展開されています。

一方で、市内への集客・交流人口の増加を図るため、市の地域資源を活用した新商品の開発及びその販路開拓に向けた取組は少ない状況です。

【課 題】

市内集客施設やイベントの魅力を再発掘し、地域資源の活用を更に促進する必要があります。

また、地域資源を活用した新商品の開発や販路開拓に取り組むなど、積極的な事業展開を図る事業者を育成する必要があります。

【取組の方向性】

本市特有の魅力であるモータースポーツやものづくり技術、伝統産業のほか、農水産品、文化・歴史、自然、特産品などの地域資源を活用し、集客・交流を促進します。

【具体的な施策の内容】

- ・2020年のオリンピック・パラリンピックなどの好機を捉え、地域資源を活用した新商品の開発及び販路の開拓に対して支援を行い、地域ブランドのPRにつなげます。
- ・本市が世界に誇る伝統産業である伊勢型紙や鈴鹿墨において、人材確保及び後継者育成の支援を行います。
- ・地元のイベントや地域物産、資源素材などの情報発信を推進します。
- ・地域資源の魅力を創出し、情報発信することにより交流人口の増加を図ります。

- モータースポーツ振興の促進を図るため、市民がモータースポーツに触れる機会を提供します。
- 本市のモータースポーツに関する情報を、様々な媒体を用いて市内外に発信し、モータースポーツ交流人口の増加を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 地域資源を活用した新商品の販路開拓件数
数値なし（2015年度） ⇒ 10件（2019年度）
- 市内の延べ宿泊客数
530,653人（2014年度） ⇒ 537,000人（2019年度）
- モータースポーツイベントへの来場者数
318,000人（2014年度） ⇒ 350,000人（2019年度）

基本的方向 7 : 文化財の保護と活用の推進

(文化財を活用した交流の促進)

— 担当部課 : 文化スポーツ部 文化財課 —

【現 状】

文化・学習活動から学んだことを地域づくり・人づくりに生かしきれていない状態です。

【課 題】

市内に残る貴重な文化財の発掘・調査を進め、次世代に向けて文化財を適切に保存するとともに、地域資源として文化財を活用して、文化財に親しむ機会の拡充を図るとともに、市内外からの交流が盛んに行われる魅力ある地域づくりへの展開が求められています。

【取組の方向性】

現存する文化財の発掘・調査を行い、次世代に向けての適切な保存を図るとともに、地域資源である文化財の積極的な活用を図り、郷土の歴史及び文化に触れる機会を積極的に提供し、交流人口の拡大を図ります。

文化財の保存及び活用につながる交流活動を通して、地域貢献できる人材の育成に取り組みます。

【具体的な施策の内容】

- ・ 地域に残る歴史・文化遺産を発信し、交流人口の増加に努めます。
- ・ 特別展・企画展の開催や、発掘調査の説明会などを通して、文化財に親しむ機会を提供します。
- ・ ワークショップなどの開催により、文化財の魅力を分かりやすく伝えます。
- ・ 文化財の保存や活用に関わる交流を通して、地域に貢献できる担い手を育てます。

【重要業績評価指標 (KPI)】

■ 博物館・資料館・記念館などの来館者数

30,850人(2014年度) ⇒ 32,000人(2019年度)

基本的方向 8 : 行政経営力の更なる強化

(高等教育機関との連携による地域活性化)

－担当部課：政策経営部 総合政策課－

【現 状】

本市には、4つの高等教育機関があり、地域の活性化に向けて、連携が図られています。

【課 題】

効率的、効果的な行政経営を行うために、高等教育機関をはじめとする多様な主体とより積極的な連携を図り、地域の活性化を図ることが求められています。

また、少子化が進む中、高等教育機関との連携を通して、地域活性化に向けた取組を進めながら、市内高等教育機関の魅力向上や、学生の確保や卒業後の市内への定住を図ることが課題となっています。

【取組の方向性】

高等教育機関との積極的な連携により、地域活性化に向けた取組を推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・市内高等教育機関と連携し、高等教育機関の研究シーズや学生の研究成果を生かし、地域活性化に向けた取組を協働で行います。
- ・高等教育機関の魅力を高めるための取組への支援を行うほか、卒業後の学生の市内定住を促進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■プロジェクト創造件数

0件（2015年度） ⇒ 4件（2019年度）

■市内高等教育機関との連携で取り組んだ年間事業数

28事業（2014年度） ⇒ 30事業（2019年度）

基本的方向 9：効果的な規制・誘導などによる快適で安らぎのある
まちづくりの促進（良好な景観の保全・創造，空き家対策）
－担当部課：都市整備部 住宅政策課・都市計画課・市街地整備
課・建築指導課
土木部 道路保全課－

【現 状】

人口減少の進展や人口構造の変化，経済状況の不透明感，市民ニーズの多様化など，社会経済環境の変化が，市街地の空洞化など都市構造にも影響を与えています。

【課 題】

効果的な規制・誘導などによる良好な景観の保全・創造や空き家の有効活用を促進し，安全かつ快適な生活環境を確保する必要があります。

【取組の方向性】

景観計画などにより，建築物などの規制・誘導を行い，市民とともに景観に配慮したまちづくりを進め，快適でやすらぎのあるまちづくりを推進します。

また，空き家の適切な管理や有効活用などを促進し，空き家対策を推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・市民と協働して，地区別景観づくり計画を策定することで，鈴鹿らしい良好な景観の保全・創出を図ります。
- ・空き家に関する情報を提供することにより，空き家の流通と利活用を促進し，居住支援の充実や定住・移住の促進を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 地区別景観づくり計画策定数
1件（2015年度） ⇒ 3件（2019年度）
- 指導などにより適切な管理などがなされた空き家数
55件（2014年度） ⇒ 93件（2019年度）
- 空き家バンク制度により売買等契約成立に至った件数
数値なし（2015年度） ⇒ 5件（2019年度）

基本的方向 10：都市施設の効率的な整備と維持管理の推進

（居住の安定の推進）

－担当部課：都市整備部 住宅政策課－

【現 状】

人口減少の進展や人口構造の変化，経済状況の不透明感，市民ニーズの多様化など，社会経済環境の変化が，市街地の空洞化など都市構造にも影響を与えています。

【課 題】

効果的に既存施設を活用することにより，安全かつ快適な住生活環境を確保する必要があります。

【取組の方向性】

安全かつ快適な住生活環境を確保するために，改修計画を策定することにより，建築物などの健全性を確保し，地域の景観に配慮したまちづくりを進めます。

【具体的な施策の内容】

- ・適正な管理や改修計画を策定することで，鈴鹿らしい良好な住生活環境の創出を図ります。
- ・住宅セーフティネット事業を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■市営住宅の稼働率

93.9%（2014年度） ⇒ 96.0%（2019年度）

(3) 基本目標 1－3：安心して結婚・出産・子育てができる社会の実現

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計による人口推移が続くと仮定した場合、2060（平成72）年における本市の将来人口は161,882人（平成27年9月末人口に対して約8割の人口）と予測しています。

本市では、これまで、出生数が死亡数を上回る自然増が続いてきましたが、2014（平成26）年度は、出生数1,761人に対して、死亡数が1,658人となるなど、近年は、出生数と死亡数の差がほぼない状況となっています。

合計特殊出生率は、1995（平成7）年以降、1.6前後で推移しており今後、人口減少を抑制するためには、人口置換水準の2.1への回復に向け、早急な対応が必要です。

このことから、結婚・出産・子育てへの一体的な支援に取り組むほか、子どもが豊かに育ち学び、健全に成長するための取組を推進します。

また、取組の推進に当たっては、三重県人口ビジョンの県北中部地域における人口の将来展望の設定値（2025年に1.8台、2040年に2.1）との整合も見据えながら、合計特殊出生率の回復をめざし、長期的な人口の維持を図ります。

【目標数値】

■自然動態による人口動態*

103人（2014年度） ⇒ 100人（2019年度）

*出生数－死亡数（年度当たり）

■講ずべき施策の基本的方向及び具体的な施策の内容

基本的方向 11：安心して結婚・出産・子育てができる環境づくり

－担当部課：子ども政策部 子ども政策課・子ども家庭支援課－

【現 状】

社会経済環境の急激な変化を受けて、少子化の進行、ひとり親家庭などの増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待、子どもの貧困、女性の社会進出の増加、ワーク・ライフ・バランスの不均衡が起こり、子どもの育ちをめぐる環境や、家庭における子育て環境に大きく影響を与えています。

【課 題】

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などの影響で、子育ての孤立化への対応が必要となっています。

更に、結婚から妊娠・出産・子育てなど各段階に応じた支援など、少子化問題についての課題に対応する必要があります。

【取組の方向性】

家庭環境や社会環境の変化に対応できるよう、子育てを地域で支える環境や、自助・共助に基づき、より身近な場所での支援体制を構築するとともに、結婚・出産・子育て・教育などに関する情報交換や相談ができる環境整備と支援を受けられる場所・機会の充実を図ります。

【具体的な施策の内容】

- ・地域の関係が希薄になる中で、子育て中の親同士、あるいは世代を超えた人と人を結びつけることにより、地域の子育て力を高めます。
- ・地域交流やネットワークづくりを積極的に進めます。
- ・家庭や地域において、自助・共助を基本として、安心して子育てができるような、地域子育て支援拠点施設などを核にした人材育成、啓発活動、環境整備を行います。
- ・結婚・出産・子育てに対する情報を発信することで、結婚以降の不安感の軽減と子育て世代が子育てしやすい環境づくりを促進します。
- ・婚活情報の提供、不妊治療への助成、子育て支援センターの各種事業などを実施し、安心して子育てなどができる支援体制を構築します。
- ・子どもや子育て世代のライフステージや家庭環境に対応した相談・支援を実

施します。

- 発達，就学，教育の相談に応じ，課題などを早期に把握し，早期対応につなげます。
- 子どもや子育てに関する不安を解消し，安心・安定して子育てができる支援体制を構築するために，相談支援対応職種を増やし，様々なニーズに対応できるようにします。
- 就学前から，集団適応に困難を抱える児童を早期に発見するため，発達観察を行い，支援につなげます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 地域子育て支援拠点施設利用者数
53,068人（2014年度） ⇒ 55,000人（2019年度）
- 年間出生数
1,761人（2015年度） ⇒ 1,800人（2019年度）
- 子育てに関する相談支援対応職種数
8職種（2015年度） ⇒ 12職種（2019年度）

基本的方向 1 2 : 子どもの保育環境と幼児教育環境の整備

— 担当部課 : 子ども政策部 子ども政策課・子ども育成課 —

【現 状】

保育所や放課後児童クラブは、安心して子どもを預けることができる施設として、需要が非常に高くなっています。

また、現在 41 の公私立保育所をはじめ、各小学校区に設置された放課後児童クラブや公私立幼稚園、認可外の保育施設などで、様々な教育・保育ニーズに対応していますが、ライフスタイルの多様化や晩婚化が進行しており、特に、若い世代における結婚・出産・子育ての希望がかなわない状況です。

【課 題】

本市では、私立保育所の充実もあり、様々な保育需要に対応してきましたが、今後は、従来の保育に加え、障がい児、病児・病後児、休日・一時預かりなど多様な保育ニーズへの対応が課題となっています。

一方では、幼稚園離れも顕著になってきており、既に本市の公立幼稚園は、廃止、統合が進んでいることから、幼稚園の再編整備への対応が必要となっています。

【取組の方向性】

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるためにスタートした子ども・子育て支援新制度に基づいて、制度・体制の整備を行うとともに、就学前教育・保育施設の長寿命化、適正配置などを図ります。

また、保護者や地域、関係機関と連携して、教育・保育環境の向上を支援します。

【具体的な施策の内容】

- ・利用者のニーズや設置者の意向、地域性などを踏まえ、幼保一元化を推進します。
- ・幼保一元化を視野に入れた公立幼稚園と公立保育所の再編整備を進めます。
- ・教育・保育の質の向上のため、幼稚園教諭・保育士の人材確保及び人材育成に努めます。
- ・一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる場所と機会を提供します。

- 児童とその保護者の希望に沿えるよう、放課後児童クラブを整備します。
- 保護者や地域、関係機関と連携した放課後児童クラブの設立や運営などを支援します。
- 安全・安心な放課後児童クラブの施設環境を整備します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 特定教育・保育施設*利用定員に対する年度途中の入所可能な割合
6%（2015年4月1日現在） ⇒ 10%（2019年度）
※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援新制度による保育所（園）、幼稚園、認定こども園のことです。
- 施設整備が完了した放課後児童クラブの割合
77%（2015年度） ⇒ 100%（2019年度）

基本的方向 1 3 : 社会を生き抜く子どもの育成及び教育環境の充実

－担当部課：教育委員会事務局 教育総務課・学校教育課・
教育指導課・教育支援課－

【現 状】

急激な少子化・高齢化の進行，グローバル化の進展など，変化の激しいこれからの社会を生きる力を，より一層育むことをめざし，様々な教育改善が取り組まれています。

また，社会性や自立心などの子どもの育ちや基本的な生活習慣などに課題を抱える家庭は多く，家庭教育が困難な状況にあり，更に地域における関係性の希薄化や，人材の不足などによりコミュニティとしての機能の低下が懸念される中，地域での教育が困難な状況です。

【課 題】

本市が持続可能な発展を遂げていくためには，将来を担う人材の育成に向けて，子ども一人ひとりの能力を最大限に高め，未来への希望を育むとともに，社会を生きる力，特にコミュニケーション能力・思考力・判断力・表現力などにより，物事を積極的に実践する力の養成に向けて教育の充実を図る必要があります。

加えて，学校教育の充実のみならず，家庭や地域で子どもの学びを支えられるよう，支援する必要があります。

【取組の方向性】

多様で変化の激しい社会の中で，個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力である，社会を生きる力を養成するため，知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和が取れた教育内容を展開するとともに，グローバル化・情報化に対応した教育を推進します。

子どもたちの豊かな育ち，健全な育成を支えるための学校づくりを推進するためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などや，家庭，地域，幼稚園，小学校及び中学校がネットワークを築き，地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組みます。

社会の変化や技術革新に対応し，安全・安心な教育環境を整備するとともに，子どもたちの将来が，家庭の経済的な環境などによって左右されることのない

よう必要な支援を行い、子どもたちの学びと成長を支えます。

【具体的な施策の内容】

- グローバル化が加速する中で、コミュニケーション能力とその手段としての語学力、とりわけ英語力を身に付ける取組を推進します。
- 主体的に学ぶ子どもを育成するため、主体的・協働的に学ぶ学習を推進します。
- まちづくりや政治に参画する意識を持ち、人のために自分の力を尽くそうとする意識を高めるため、主権者教育や郷土教育を推進します。
- 子どもたちが自らの夢の実現に向けて進路を切り拓いたり、課題に直面したときに持てる力を発揮できるよう、基礎となる学力を身に付ける様々な取組を推進します。
- 豊かな感性を持ち、自律した子どもを育成するため、道徳教育や文化・芸術活動を推進します。
- 一人ひとり子どもたちの健全な成長を促し、自己実現を図っていくための自己指導能力を育成します。
- 子どもたちが体を動かすことを「楽しい」と感じ、運動やスポーツに親しみ、体力の向上につながる取組を進めます。
- 子どもたちが、健康安全について科学的に理解し、自らの健康を適切に管理し改善していこうとする取組を進めます。
- 健やかな体を持つ子どもたちを育成するため、保健指導の充実を図るとともに、学校給食における地産地消を推進するとともに、子どもたちが健全な食生活を実践できるよう、栄養教諭を中核とした家庭・地域・学校の連携による食育の推進体制を構築します。
- 人権尊重の意識と実践力を育成する人権教育を推進します。
- 障がいの有無に関わらず尊重し合える態度の育成をめざした特別支援教育を推進します。
- 文化や価値観の多様性について理解し、ともに生きる社会を実現しようとする実践力を育む多文化共生教育を推進します。
- 不登校となっている児童生徒の早期発見・早期対応に取り組むとともに、学校生活への復帰や、自立支援を行います。
- 幼小中が連携し、10年間を見通した教育を行うことで、小学校から中学校への滑らかな接続を図り、子どもたちの学力向上に向けた取組を推進します。
- コミュニティスクールを活用した保護者（家庭）・地域・学校が一体となった学校づくりを推進します。
- 就学前の保育・教育方針、指導及び研修の充実を図ります。

- ・楽しく安心して学べる教育環境づくりを推進します。
- ・通学路を含む学校の安全を確保します。
- ・様々な困難や課題を抱え支援を求めている子どもたちのために、教育費の負担軽減を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 全国学力・学習状況調査における人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合
94.1%（2015年度） ⇒ 96.0%（2019年度）
- 全国学力・学習状況調査における国語又は算数（数学）どちらかの結果で、全国の平均正答率を、基礎問題、活用問題ともに上回る学校の割合
25.0%（2015年度） ⇒ 50.0%（2019年度）
- 全国学力・学習状況調査における地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合
36.7%（2015年度） ⇒ 60.0%（2019年度）
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、小中学校の男女、全32種目のうち、全国平均値を上回る種目の割合
15.6%（2015年度） ⇒ 50.0%（2019年度）
- 全国学力・学習状況調査における自分にはよいところがあると認識している児童生徒の割合
70.6%（2015年度） ⇒ 85.0%（2019年度）
- 学校の教育活動への参加に（概ね）満足している保護者・地域住民の割合
51.9%（2014年度） ⇒ 70.0%（2019年度）
- 学校施設の整備に（概ね）満足している保護者・地域住民の割合
30.2%（2014年度） ⇒ 50.0%（2019年度）

基本的方向 1 4 : 医療体制・制度の充実及び健康の維持と増進

－担当部課：健康福祉部 健康づくり課・保険年金課－

【現 状】

本市においても少子化が進展し、子どもの数は減少傾向にあります。その一方で、小児医療に対する需要は増加しています。

また、核家族化により子どもが病気やけがをした際の対応力が低下していることや、少子化の中で少ない子どもを大切に育てたいという意識が強まっていることなどにより、子育て世代にとっての、子どもの医療及び子どもの健康に関する需要は多種多様なものになっており、少子化対策としての重要性は高まっています。

【課 題】

現在、本市の夜間小児救急医療を取り巻く環境は厳しい状況にあり、将来的な小児科医の確保や小児救急医療体制の維持が、市民から強く期待されています。

このように小児医療に対するニーズが高まる反面、本市においては、一般病院（総合病院）における小児科及び産科医師の確保が困難な状況にあることや、小児救急医療体制の維持が課題となっています。

また、子どもを安心して産み育て、健やかな子どもの成長・発達を支援する体制を整備するため、子どもの成長段階に応じた一体的な取組が求められています。

【取組の方向性】

乳幼児については、発達段階を確認するために各期に応じた健康診査や訪問指導を行うとともに、乳幼児健診の受診率向上を図るほか、小児救急医療体制の充実を図ります。

病気の予防や発達・発育の遅れ等の早期発見、支援のため、健康診査や予防接種、未熟児養育医療に係る取組などを進めます。

また、子育て世代の負担軽減を図るため、乳幼児をはじめとする子どもに係る医療費の自己負担分を助成するとともに、助成内容の拡充を行います。

【具体的な施策の内容】

- 小児救急医療体制の維持，拡充に向けた支援を行います。
- 小児などの在宅医療に取り組む医療機関や福祉関係機関などとの連携を推進し，小児などが安心して在宅に移行できる連携体制の構築に取り組みます。
- 子どもに係る医療費の自己負担分を助成します。
- 子ども医療費助成制度を拡充します。
- 母親と子どもの健康保持と増進を図るため，母親並びに乳児及び幼児に対する保健指導，健康診査などの取組を推進します。
- 身体の発育が未熟なままで生まれ，入院が必要な乳児に対する医療費の支援を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 応急診療所の年間受診者数に占める小児科受診者数の割合
53%（2014年度） ⇒ ±0%（2019年度）
- 定期予防接種の接種率
92%（2015年度） ⇒ 92%（2019年度）
※国が示す社会的免疫を獲得するための85%以上であること。

基本的方向 15：自立した暮らしの充実（生活困窮世帯への支援）

－担当部課：健康福祉部 保護課－

【現 状】

少子高齢化の進展，社会保障費の増加，低所得者層の増加など，福祉・社会保障制度を取り巻く現状は大変厳しい状況にあります。

その中で，子どもを取り巻く状況は厳しく，国における調査では，子どもの貧困率は6人に1人が貧困の中に置かれ，その中でも，ひとり親家庭では2人に1人が厳しい経済状態の中にいる状況にあるとされています。

生活保護受給世帯は，全国的に増加傾向にありますが，本市においては，横ばい状態となっています。

また，2015（平成27）年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行され，生活保護受給に至る前の段階で，自立に向けた支援を行うことによって，課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることとなっています。

【課 題】

子どもの将来が，その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために，世帯に対する経済的支援などの施策を総合的に推進することが求められています。

【取組の方向性】

貧困の状況にある世帯に対する生活に関する相談，その他の貧困に関する支援のために必要な施策を推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・生活困窮世帯への生活相談など，自立に向けた支援を行います。
- ・生活保護世帯に対する教育扶助など各種支援を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

■新規生活相談受付件数

37件／月（2014年度） ⇒ 40件／月（2019年度）

(1) 基本目標 2 : 人口減少社会に適応した安全・安心なまちづくりの推進

人口減少を一定程度抑止するための取組が喫緊の課題となっていますが、一方で、当面の人口減少は避けることができないため、人口構造の変化に対して適切に対応し、都市の魅力や機能を維持、確保していくための取組が必要です。

このため、地域コミュニティの維持や活性化、公共施設及び公共インフラの適切な維持・更新などによる都市機能の確保を図るほか、医療・介護問題をはじめとする社会保障制度の維持などへの対応、健康長寿社会の実現、防災・消防力の確保、交通安全対策及び防犯対策の推進、地域公共交通網の維持、広域連携の推進などに取り組み、市民が安全に、かつ安心して、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進します。

【目標数値】

■総人口の5年間の増減数（各年度3月末現在で比較）

△2,661人（2015年度）

※2015年3月末と2010年3月末の増減

↓

△250人（2019年度）

※2015年3月末と2020年3月末の増減

■講ずべき施策の基本的方向及び具体的な施策の内容

基本的方向 16：危機管理体制の充実

－担当部課：危機管理部 防災危機管理課－

【現 状】

国際情勢や社会環境の変化に伴い、私たちの周りでは、自然災害だけでなく大規模なテロや事故など様々な危機の発生が懸念されています。

そのため、市民の生命・財産を守るために、これらの危機に迅速かつ適切に対処できる危機管理体制の構築に取り組んでいます。

【課 題】

国際情勢や社会環境がますます変化していく中で、本市の危機管理体制を絶えず見直し、様々な危機に対して十分に対処できるよう、その体制を充実させていく必要があります。

【取組の方向性】

武力攻撃事態など、緊急処理事態及び危機事案に対して、市民の生命・身体・財産を守るための訓練などを実施し、危機管理体制の充実を図ります。

【具体的な施策の内容】

- ・国民保護計画に基づいて迅速な活動体制を構築できるよう、図上訓練や研修などを行うとともに、広報・啓発を実施します。
- ・「危機事案」にかかる個別対応マニュアルに基づいて迅速な活動体制を構築できるよう、図上訓練や研修などを行い、市の対応を検証して各マニュアルの見直しを行います。
- ・職員メールによる情報伝達訓練（安否確認）を実施し、職員の迅速な参集・活動体制の構築を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

■鈴鹿市国民保護計画の認識度

28%（2015年度） ⇒ 60%（2019年度）

■職員メールの回答率

73.3%（2015年度） ⇒ 95.0%（2019年度）

基本的方向 17：市民の情報収集力と行政の情報提供力の向上

－担当部課：危機管理部 防災危機管理課－

【現 状】

市民の生命・身体を脅かす危機は、地震や津波、台風などの自然災害だけに止まらず、健康被害やテロなども想定しなければならない状況にあります。

そのため、これらの危機に際し、市民が複数の情報媒体から容易に情報を収集し、迅速な初期行動を行うことができるよう、情報伝達手段を整備しています。

【課 題】

ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどによる双方向の情報伝達が広がりを見せる中、このような媒体を利用して、幅広く詳細な情報を求める市民ニーズが高まることが予測されます。

また、少子高齢化や多文化共生社会が進展する中で、様々な市民のニーズに対応した情報提供のあり方を考える必要があります。

【取組の方向性】

不測の事態に対処するため、各種の情報伝達手段を用いて、市民と情報を共有できる関係を構築します。

【具体的な施策の内容】

- ・災害や事件、事故などの情報を行政や市民相互で共有することが、被害の防止や軽減につながることに理解を深めるための広報、啓発を行います。
- ・災害時だけでなく、平常時においても、様々な情報伝達手段を運用することによって、その活用を促進します。
- ・市民一人ひとりが、災害や事件、事故などにおいて、早期に情報取得ができるよう、避難所における多言語表示や、防災教育におけるICTの活用など、様々な媒体を活用した情報伝達システムの構築を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 市民がメールにより、平常時および災害時の情報を発信した件数
5,500件（2014年度） ⇒ 8,840件（2019年度）
- 危険箇所における情報伝達手段（屋外用）のカバー率
74.0%（2014年度） ⇒ 100%（2019年度）

基本的方向 18 : 防災力・減災力の向上

—担当部課：危機管理部 防災危機管理課
都市整備部 建築指導課—

【現 状】

東日本大震災以降、市民の津波避難など防災に関する認識は高まっていますが、自分の身を守るための「自助」や、地域で助け合う「共助」については、十分に理解が得られているとは言えません。

一方、本市においては、甚大な被害の発生が予測される南海トラフ地震や、毎年のように発生する風水害など様々な災害などに適切に対処できるよう、防災体制の整備に取り組んでいます。

【課 題】

近い将来、巨大地震の発生が懸念されている中、市民や企業などは、建物の耐震化、食料の備蓄や防火などの備えを進め、災害や火災・救急などに対する「自助・共助」をより一層進めることが求められています。

市民の防災意識を高めるとともに、気象現象の変化、人口減少・高齢化の進展など、社会構造の変化に対応した防災体制を構築する必要があります。

【取組の方向性】

防災・減災に向けて、市民や地域の防災力を高めるとともに、様々な災害に適切に対処できるよう防災体制を強化し、「自助・共助」と「公助」が連携できる体制づくりを推進します。

また、関係機関などと連携しながら、大規模、広範な災害に対応できる効率的な体制整備を図ります。

【具体的な施策の内容】

- 地域防災計画などに基づいて、迅速な活動体制を構築するとともに、防災関係施設などを整備して防災体制の強化を図ります。
- 実際の災害や災害図上訓練などを通して、市の対応を検証し、計画の見直しを行います。
- 市民や企業に対して、建築物などの耐震化や食料・水の備蓄などに関する啓発を行うとともに、地域の災害特性に応じた避難所運営マニュアル、地区防災計画などの策定を促進します。
- 地域防災の中核となる消防団と自主防災組織との連携を促進します。
- 自助・共助と公助が連携できる防災体制づくりに取り組みます。

- 既存の津波避難ビルの収容能力の向上を図るとともに、民間の津波避難ビルの指定拡大を図ります。
- 住居を失った避難者や帰宅困難者が、一定期間生活できるよう、収容避難所の整備方針に基づき、計画的に避難生活に必要な設備の整備や物資の備蓄などに取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

■ 行政の防災事業や防災体制の認識度

79.0%（2015年度） ⇒ 90.0%（2019年度）

■ 住民によって自主的な防災活動に関する計画が作成された地域数

1箇所（2014年度末） ⇒ 7箇所（2019年度）

■ 津波避難ビルの指定箇所数

27箇所（2015年度） ⇒ 31箇所（2019年度）

基本的方向 19：消防力の向上と施設などの整備の推進

－担当部課：消防本部 消防課・消防総務課・情報指令課・予防課・
中央消防署・南消防署－

【現 状】

火災件数は、おおむね減少傾向で推移しており、救急件数は、全体として微増傾向にあります。

【課 題】

今後、高齢人口の増加に伴い、火災への初期対応の低下が懸念されると同時に、火災時の逃げ遅れを防ぐための対応が必要となっています。

また、救急においては、高齢世帯の増加に伴い、重症症例及び高齢者の搬送件数が増加し、救急出動要請の増加が見込まれるなど、救急体制の充実に向けた更なる取組が必要です。

【取組の方向性】

市民が、火災や救急に不安を感じることなく安心して生活できるように、複雑多様化する火災や救急などの事案に対する活動を充実、強化するとともに、現場到着時間の短縮を図るため、施設、設備、人員などの消防・救急体制を整備します。

また、火災予防を推進し、火災による被害の軽減を図るとともに、地域の消防体制を強化するため、消防水利や消防団の施設、設備の充実を図ります。

【具体的な施策の内容】

- ・火災や救助事案による人的、物的被害の軽減を図ります。
- ・緊急通報を迅速かつ的確に把握し速やかな出動指令を図ります。
- ・現場到着時間の短縮を図り、迅速な消火、救助を行います。
- ・消防署及び消防団の施設、設備などの整備を推進します。
- ・各種研修、訓練を実施することにより消防職員、消防団員の災害対応能力の向上を図ります。
- ・大規模地震などに対応するため、消防水利の整備を図ります。
- ・防火対象物の安全管理を図るため、防火管理者への指導充実と消防訓練の実施を推進します。
- ・災害発生時の被害の軽減を図るため、防火対象物及び危険物施設の立入検査を強化し、火災の予防を推進します。
- ・火災による被害軽減を図るため、市民による住宅火災の予防を促進します。
- ・救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を実施します。
- ・救急に関する設備、装備の充実を図ります。

- 救命講習受講者の拡大を図ります。
- 救急車の適正利用の啓発を推進します。

【重要業績評価指数（KPI）】

■ 建物火災の通報から放水までの平均所要時間

12分（2014年度） ⇒ 8分（2019年度）

■ 事業所などが実施した消防訓練回数

925回（2014年度） ⇒ 1,075回（2019年度）

■ 救急現場での心肺機能停止症例に対する市民による救命処置実施率

49.2%（2014年度） ⇒ 60.0%（2019年度）

基本的方向 20 : 交通事故対策の推進

－担当部課：危機管理部 交通防犯課－

【現 状】

年間4回実施される交通安全運動を中心に、交通事故防止に関する啓発や小中学校、PTA、企業など各種団体を対象とした交通安全教室を継続的に実施してきたことにより、人身事故件数・負傷者数は減少しています。

しかし、一定の成果が認められるものの、市内の交通事故総件数は6,000件を超えている状況です。

また、高齢社会を迎え、交通事故死者数・交通事故件数に占める65歳以上の高齢者の割合が増加傾向を示しています。

【課 題】

交通安全教育は、対象者の理解度に合わせて低年齢から実施することが効果的であることから、幼児期からの継続的な交通安全教室が必要です。

また、高齢者の交通事故の割合が増加していることから、民生委員や老人会などと連携した交通安全教室などを実施し、これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者や加害者とならないよう交通事故対策が必要です。

また、交差点では、高齢者の事故が多く発生しており、それぞれの交差点毎に最も効果のある交通事故対策について、関係者と協議をして対処していくことが必要です。

更に、高齢者にも分かりやすい交通安全施設を活用した道路環境づくりが必要です。

【取組の方向性】

市民一人ひとりが交通事故をなくすための行動（活動）を行えるよう、様々な啓発や教育を通して交通安全意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備を推進して、交通事故の未然防止を進めます。

【具体的な施策の内容】

- ・市民の交通安全意識を向上させるため、鈴鹿警察署など関係機関と連携した街頭啓発活動や交通安全教育を進めます。
- ・交通問題の調査研究（交通事故分析）などを実施し、新たな交通事故防止策を進めます。
- ・歩行者・自転車の人身事故の発生割合が高い生活道路において、道路反射鏡、グリーン帯などの交通安全施設の整備及び維持管理を行い、道路利用者の安全確保を

図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

■市内の交通事故総件数

6,428件（2014年） ⇒ 6,200件（2019年度）

■高齢者交通安全教室の参加者数

1,493人（2014年） ⇒ 2,100人（2019年度）

基本的方向 2 1 : 防犯環境づくりの推進

－担当部課：危機管理部 交通防犯課－

【現 状】

近年、ライフスタイルや価値観の多様化により地域のつながりが希薄化し、地域における自主防犯機能が低下しています。

市内で発生する刑法犯は、2002（平成14）年以降は減少傾向にあるものの、県内で2番目に高い発生率となっています。

【課 題】

犯罪の広域化・多様化が進み、地域の安全を確保するためには、鈴鹿警察署をはじめとする関係機関や、自主防犯ボランティア団体などとの連携を強化し、地域社会が一体となった犯罪対策が必要です。

また、地域の防犯活動の要となる自主防犯ボランティア団体への支援を通して、市民の防犯意識の高揚を図る必要があります。

【取組の方向性】

情報提供の促進・自主防犯団体への支援や地域における啓発及び防犯設備の設置などを通じて、市民が安全に安心して暮らせる環境づくりを行います。

【具体的な施策の内容】

- 地域における防犯活動の強化をめざすため、関係機関と連携した街頭啓発活動を進めます。
- 地域における防犯活動の強化をめざすため、防犯団体の育成及び活動の活性化などの支援を行います。
- 市民が安全で安心して暮らせるために、防犯灯などの防犯設備の設置を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■防犯団体結成数

75団体（2015年度） ⇒ 85団体（2019年度）

■人口1千人あたりの刑法犯認知件数

14.19件（2014年） ⇒ 11.35件（2019年度）

基本的方向 2 2 : 教育環境の充実 (地域資源を生かした学習環境の充実)

— 担当部課 : 文化スポーツ部 文化振興課 —

【現 状】

核家族化や夫婦共働き世態の増加などにより、家庭における教育力が低下し、家庭教育は困難な状況にあります。

このため、社会性や自立心などの子どもの育ちや基本的な生活習慣などに課題を抱える家庭は多く、更に、コミュニティが衰退の一途をたどる中、地域における教育の推進が困難な状況です。

【課 題】

地域社会との連携、支援により、子どもたちの家庭や地域における学習環境を充実することが必要となっています。

【取組の方向性】

保護者や地域住民の交流による学習や体験活動が家庭教育や地域の学習活動につながるよう支援します。

社会教育関係団体を支援し、地域の学習環境の充実を図ります。

【具体的な施策の内容】

- ・ 保護者や地域住民の交流を通して進める学習や体験活動により、家庭教育に関する理解を深めます。
- ・ 地域住民の協力を得て、放課後などや学校の長期休暇を活用し、子どもたちに多様な体験、学習活動の機会と場を提供します。
- ・ 社会教育関係団体を支援し、地域の学習環境の充実を図ります。

【重要業績評価指標 (KPI)】

- 地域や家庭と連携した居場所づくりなどの教室・講座での保護者の満足度
99% (2014年度) ⇒ 100% (2019年度)

基本的方向 2 3 : 自ら学び, 広げる文化と生涯学習活動の推進

—担当部課: 文化スポーツ部 文化振興課・図書館—

【現 状】

地域コミュニティの希薄化が進む中, 市民自らが地域の文化や芸術, 郷土の歴史などを幅広く学び, 活動し, 自らの地域に愛着を持つことの重要性が高まっています。

健康寿命の延伸により, 市民が, 余暇を利用して, 文化・学習活動を行う機会は増加していると考えられますが, 一方で, 文化, 生涯学習, 読書などの活動を行う場となる施設の老朽化や, 施設の利用者の固定化などの問題もあり, 地域で新たに生涯学習に取り組もうとする利用者が増加しにくいほか, 日常的に忙しい若い世代の利用者の拡大が思うように進まない状況にあります。

また, 文化・学習活動の範囲は, 個人やグループの活動に止まっており, 学んだことを地域づくりや人づくりに波及させるまでに至っていない状態です。

【課 題】

魅力的な活動内容を提供するとともに, 今後は学んだことを, 地域にアウトプットし, 還流できる環境整備や人材の育成に力を入れていく必要があります。

また, 施設の計画的な改修を行い, 市民が文化や生涯学習活動をしやすい環境を効率的に整える必要があります。

【取組の方向性】

市民会館, 文化会館, 図書館などの文化施設を適切に維持管理し, 市民が文化に親しみ自ら学べる環境を提供するとともに, 関係団体などと連携しながらすべてのライフシーンに応じた魅力あるソフト事業を展開します。

身につけた活動の成果を, まちの活性化につなげられる仕組みづくりと担い手の育成を行います。

【具体的な施策の内容】

- 文化団体との協働や活動支援を通して, 誰でも参加し楽しめる文化にふれる機会と場を提供します。
- 文化活動を通じて得た成果を活用して, 積極的に地域づくりができる環境を整えます。
- 市民の多様な学習ニーズに応えるため, 学習の場の情報を提供します。
- 学官連携による専門的な学習事業を実施します。

- ・社会参加への第一歩となる成人式を、新成人の主体的な企画運営により実施します。
- ・蔵書を充実することにより、読書に親しみ、楽しむ機会と場を提供します。
- ・読書を通じて得た知識・教養・技術を生かした地域づくりの支援をします。
- ・地域サービス事業の再構築を図ります。
- ・子どもへの読書支援を行いません。
- ・施設を効率的に運営するとともに、長寿命化を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 鈴鹿市及び鈴鹿市文化振興事業団、鈴鹿市芸術文化協会が行う文化事業への参加者数
26,871人（2014年度） ⇒ 30,000人（2019年度）
- 市民が自ら参加した生涯学習の講座での満足度
94%（2014年度） ⇒ 100%（2019年度）
- 市民一人あたりの年間貸出冊数
3.1冊（2014年度） ⇒ 3.5冊（2019年度）

基本的方向 24 : スポーツ（運動）を通じた豊かさの醸成

－担当部課：文化スポーツ部 スポーツ課－

【現 状】

スポーツに対するニーズは、従来からの競技スポーツ以外に、健康寿命の延伸につながるような運動機会の提供、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化まで非常に多様化しつつあります。

このような中、市が管理する運動施設においては、老朽化が進み、施設の長寿命化やバリアフリー化などの環境整備も必要になっています。

さらに、本市においては、2018年度に全国高等学校総合体育大会が、2021年度に国民体育大会の開催が予定されているほか、2020年度には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、市民のスポーツに対する関心やニーズは益々高まるものと考えられます。

【課 題】

市民がスポーツ（運動）に親しむ機運が高まる中で、競技力の向上やスポーツを振興する人材の育成をはじめ、スポーツ（運動）に対する様々なニーズを把握し、「健康づくり」や「生きがいづくり」につながる場を提供するとともに、今後開催が予定されている大規模スポーツイベントを活用し、あらゆる方面にその効果を波及させていく必要があります。

【取組の方向性】

全国高等学校総合体育大会や国民体育大会のほか、オリンピック・パラリンピックなどの大規模なスポーツイベントの開催を契機に、市民のスポーツ（運動）に対する機運を高めるとともに、施設を充実させ、選手等の育成や競技力の向上を支援します。

また、各種スポーツ団体や地域と連携し、市民の方々が気軽に参加、観戦のできるようスポーツの裾野を広げるための取組を進めます。

【具体的な施策の内容】

- ・スポーツ（運動）に親しむことで、市民が健康で生きがいのある生活が送れるようにします。
- ・市民のニーズに合った魅力ある各種スポーツ事業を推進します。
- ・運動施設の整備・充実を図ることにより、スポーツ人口の増加や競技力の向上につなげます。
- ・地域の活性化に寄与するスポーツの場を提供します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■市主催などの各種スポーツ行事・教室などへの年間参加者数

37,000人（2014年度） ⇒ 38,000人（2019年度）

■運動施設及び学校体育施設開放事業の年間利用者数

92万人（2014年度） ⇒ 95万人（2019年度）

基本的方向 25：地域に根ざした高齢者福祉の推進

－担当部課：健康福祉部 長寿社会課・健康福祉政策課－

【現 状】

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者が増加しています。また、要介護認定者数の増加による介護保険サービス利用が増大する一方で、介護サービス提供の人材確保に困難があるなど、高齢者を取り巻く環境は大変厳しい状況があります。

【課 題】

「団塊の世代」が75歳を迎える2025年を視野に様々な取組が必要となっており、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように、地域包括ケア体制の確立が必要です。

また、そのための地域の支え合いの仕組みの構築も不可欠です。

更に、介護保険制度の持続には、制度理解のための啓発及び介護保険サービスの適正な利用と、高齢者が要介護状態になることを予防し、いきいきと元気で自立した状態を維持するための取組が必要です。

【取組の方向性】

介護保険事業の運営を維持するとともに、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいつまでも元気に暮らせる環境づくりを推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・要介護状態の高齢者やその家族に対する在宅介護を支援します。
- ・独居や高齢者のみの世帯などに対する日常生活を支援するための施策を推進します。
- ・高齢化の進展に対応する環境整備に取り組みます。
- ・在宅医療や介護の提供体制を整備するとともに、地域で支え合う体制を構築して、多角的に高齢者の生活を支援します。
- ・高齢者が元気で健康的に暮らせるように介護予防事業やいきいきボランティア事業などの施策を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 高齢者の在宅生活を支えるための事業利用者数
954人（2014年度）⇒ 1,300人（2019年度）
- 生活支援コーディネーター数
0人（2015年度）⇒ 29人（2019年度）

基本的方向 26：医療体制・制度の充実

－担当部課：健康福祉部 健康づくり課・保険年金課－

【現 状】

高齢化の進展などにより、がんや脳血管疾患などによる死亡率が高い状況にあることや、子どもに対する医療需要の増加や生活習慣病の進行などに伴い、医療機関への受診件数は増加傾向にあり、合わせて医療費の継続的な増加が懸念されています。

一方で、核家族化等を要因とする軽症者の受診、緊急性のない患者による夜間、休日の一般診療時間外での救急外来受診が増加するなど、受診行動の問題もあります。

このような状況に対して、慢性的な医師・看護師不足など地域医療を担う医療資源の不足、国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険税（料）の負担増など、将来的な医療の制度、体制を維持するための新たな取組が求められています。

【課 題】

市民一人ひとりが、健康づくりや生活習慣病の予防などに取り組み、高齢期にも介護を必要としない、健康長寿社会の実現に向けた取組が必要となっています。

また、必要なときに必要な医療を受けることができるように、適切な受診行動に対する市民の理解を進め、限られた医療資源の効率的な利用につなげる必要があります。

高齢化の進展により、在宅医療を必要とする市民の増加が想定され、一次医療・二次医療の連携や救急医療体制の安定的な維持、国民健康保険などの医療保険の安定的な運営や医療費助成制度を拡充する必要があります。

【取組の方向性】

市民が必要なときに安心して医療が受けられるよう救急医療体制の整備、福祉医療費の助成、国民健康保険などの医療保険の安定的な運営を図ります。

また、医療機関の適正な受診行動について普及啓発を促進し、医療資源の効率的な利用を図ります。

【具体的な施策の内容】

- ・救急医療体制の整備を図ります。
- ・一次・二次救急医療の効率的な連携を図ります。
- ・応急診療所の運営を推進します。
- ・救急患者の受入れ態勢を支援します。
- ・かかりつけ医を持つこと及び医療機関の適正な受診について普及啓発に取り組み

ます。

- 医療費の増加抑制を図るため、特定健康診査・特定保健指導、人間（脳）ドック、ジェネリック医薬品の利用勧奨などを実施します。
- 国民健康保険税を適正に賦課するとともに収納率を向上させます。
- 後期高齢者医療保険の保険料徴収などの事務を適正に執行します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- 一次・二次救急医療機関の受入れ患者数の現状値に対する増減率
22,333人（2014年度） ⇒ ±0%（2019年度）

基本的方向 27：健康の維持と増進

－担当部課：健康福祉部 健康づくり課・保険年金課－

【現 状】

生活環境の変化やライフスタイルの多様化などに伴い、不規則な生活習慣や食習慣の偏りなどを起因として、メタボリックシンドロームの該当者の増加など、生活習慣に関連する疾患が増加しています。

また、高齢化の進展（長寿命化）などにより、認知症患者及び要介護者の増加や、がんや脳血管疾患などによる死亡率が高まるなど、健康に対するリスクが高まることに伴い、市民が、自らの健康づくりに取り組み、いつまでも健康で暮らせる社会環境をつくることが重要になっています。

【課 題】

少子高齢化が進み、社会保障費の一層の増大が想定される中、少しでも長く心身ともに健康で、自立した生活を営めるように、地域を構成する多様な主体（市民、団体、事業者、市・関係機関など）が協力しながらそれぞれの役割を担い、市民の「健康寿命」を延ばしていく取組を推進する必要があります。

【取組の方向性】

健康づくりに関する啓発活動を進めるとともに、疾病の早期発見、予防を行います。また、健康寿命を延ばすため、市民の健康づくり意識を高めるとともに、各種の健（検）診を受診しやすい環境を整備します。

【具体的な施策の内容】

- ・健康づくりに関する知識が普及するよう啓発活動を推進します。
- ・健康教育・相談・指導事業を充実します。
- ・健康診査・各種検診及び予防接種事業を充実します。
- ・疾病の早期発見・予防に取り組みます。
- ・メンタルパートナーを養成し、傾聴体制を充実します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■健康教育・相談・指導を受けた人数

45,547人（2014年度） ⇒ 50,000人（2019年度）

■健康診査、検診、予防接種の受診者数

156,887人（2014年度） ⇒ 172,500人（2019年度）

基本的方向 28：自立した暮らしの充実

－担当部課：健康福祉部 健康福祉政策課・保護課－

【現 状】

少子高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や核家族化が進行し、地域社会や家庭・家族のあり方が変化している中で、地域に暮らす人びとの関係も希薄になっています。

一方で、福祉ニーズが複雑、多様化し、既存の制度や福祉サービスでは解決できない事案が発生しています。

【課 題】

地域を構成する多様な主体（市民、団体、事業者、市・関係機関など）による支え合いにより、誰もが地域で安心して心豊かに暮らせることが求められています。

【取組の方向性】

市民の多様な福祉ニーズに対応できるよう、地域福祉を推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で自立し、心豊かに暮らせるよう支援するために、法律に基づく扶助や支援を適正に行います。

また、地域を構成する多様な主体が役割を分担し、多様な福祉ニーズに対応できるように活動を支援します。

【具体的な施策の内容】

- ・地域を構成する多様な主体が役割を分担し、福祉ニーズに対応できるように活動を支援します。
- ・福祉意識を高める機会を提供し、地域福祉を推進します。
- ・生活保護制度を適正に運用し、扶助や支援を行います。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などにより、自立に向けての助言、支援を行います。
- ・災害による住宅の焼失、損壊など、被害を受けた市民に対し、応急対策として見舞金を支給することにより、生活の安定を支援します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■「ふれあい広場鈴鹿」への参加及び協力者数

5,083人（2014年度） ⇒ 5,500人（2019年度）

■新規生活相談受付件数

37件/月（2014年度） ⇒ 40件/月（2019年度）

基本的方向 29：豊かな自然環境の保全

－担当部課：環境部 環境政策課・廃棄物対策課・開発整備課
清掃センター－

【現 状】

様々な外的要因（外来種の繁殖・ごみの不法投棄など）に対する情報不足などにより環境保全活動の参加について伸び悩んでいる状況です。

また、主体的に環境保全活動を担ってきた市民が高齢化するなど、人材不足となっています。

【課 題】

市民一人ひとりに自然環境の維持・保全のための行動を促すことが課題です。

また、自然環境保全活動を中心に担っていく人材の育成が必要です。

【取組の方向性】

自然環境の維持・保全について積極的、かつ、分かりやすく情報発信を行ったり、市民と連携して啓発活動を行うことにより、市民が自然環境保全活動や美化活動などに関心を持ち、自発的な活動が行えるよう取り組みます。

【具体的な施策の内容】

- ・関係団体や関係機関と連携し、環境美化に対する意識と意欲の高い市民を育成し、ごみの不法投棄を抑制します。
- ・観察会や里山保全活動などを通じて、自然に触れあう機会と情報を提供します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■ ボランティア清掃支援件数

234件（2014年度） ⇒ 260件（2019年度）

基本的方向 30 : 整備優先度の高い道路の整備

－担当部課：土木部 土木総務課・道路整備課・土木用地課
都市整備部 市街地整備課－

【現 状】

慢性的な交通渋滞の解消のため、効率的な移動空間の確保が望まれています。また、交通手段としての自動車への依存度が高く、市内外への移動を支える道路ネットワークへの計画的な整備推進が望まれています。

【課 題】

広域道路ネットワーク整備や幹線道路の整備推進により、地域内外の交通利便性の向上を図る必要があります。

【取組の方向性】

事業の継続性、連続性などを考慮しながら、優先度の高い道路から整備を実施します。

【具体的な施策の内容】

- ・地域内外への移動の円滑化を図るため、国・県などの主要幹線道路の整備促進に積極的に働きかけるとともに、幹線道路などの整備を実施します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■ 汲川原徳田線交差点間の大型車の通過時間

2分42秒（2015年9月現在） ⇒ 1分15秒（2019年度）

基本的方向 3 1 : 移動空間の安全性・利便性の確保と公共交通の利便性の向上（交通網の整備）

－担当部課：土木部 道路保全課・土木総務課・道路整備課
土木用地課

都市整備部 都市計画課・建築指導課－

【現 状】

利用者が安全で安心して利用できるよう移動空間機能の維持及び利便性の向上が求められている中で、既存インフラの老朽化が進行しているほか、公共交通の利用者は継続的に減少しています。

今後、高齢化が更に進展する中で、自ら移動手段を持たない市民が増加します。

【課 題】

道路環境を整備し、維持管理を行うことや公共交通の維持・充実を図ることが必要です。

【取組の方向性】

道路・橋りょうの計画的な維持・更新を実施し、地域の安全性及び交通の利便性を向上します。

また、公共交通の利便性を向上します。

【具体的な施策の内容】

- ・道路ネットワーク形成や公共交通サービスの充実により、市民が移動手段を自由に選択し、安全かつ円滑に移動できる交通網を計画的に整備し、維持管理します。
- ・安全対策として歩道などの整備を進めます。
- ・地震に備え、市民の安心・安全につながる事業を実施します。
- ・多様なニーズに対応し全ての人が移動しやすい交通環境となるよう、総合的な交通ネットワークの構築を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

■舗装の陥没などに起因する事故件数

4件（2015年度） ⇒ 0件（2019年度）

■コミュニティバスの年間利用者数

321,940人（2014年度） ⇒ 350,000人（2019年度）

基本的方向 3 2 : 都市施設の効率的な整備と維持管理の推進

(河川, 公園・緑地, 水道施設, 下水道施設)

—担当部課: 土木部 河川雨水対策課・土木用地課

都市整備部 市街地整備課

上下水道局 水道工務課・水道施設課・給排水課

下水道工務課・上下水道総務課・営業課—

【現 状】

地球温暖化などの影響により, 台風の大型化・ゲリラ豪雨による浸水被害が増大しています。また, 既存都市施設の老朽化も進んでいます。

【課 題】

都市施設への市民ニーズやそれら施設の老朽化に対応した整備, 維持管理を実施する必要があります。

【取組の方向性】

河川, 公園・緑地, 水道施設, 下水道施設などについて, 効率的な整備及び維持管理を実施し, 安全かつ快適でやすらぎのあるまちづくりを推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・浸水被害が発生している地域の被害軽減のため, 河川や排水路, 排水機場, 下水道施設などの整備・維持管理を行います。
- ・公園・緑地の整備推進と適正かつ効率的な施設の維持管理を行います。
- ・水道施設の計画的な整備及び適正な維持管理を行います。
- ・人口密集地域を優先して公共下水道(汚水)の整備を行います
- ・単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換などを促進するため, 補助金の交付により支援します。
- ・公共下水道(汚水), 農業集落施設の処理場や管路などの施設を適切に維持管理します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

- 堀切川流域の計画降雨相当の大雨時における浸水家屋数
188戸(2014年度末) ⇒ 40戸(2019年度)
- 深谷公園多目的広場と箕田公園多目的運動広場の土日祝日における予約率
89%(2014年度) ⇒ 90%(2019年度)
- 老朽水道管更新率
15%(2014年度末) ⇒ 54%(2019年度)
- 汚水処理人口普及率
91.5%(2014年度末) ⇒ 93.5%(2019年度)

基本的方向 3 3 : 効果的な規制・誘導などによる快適でやすらぎのあるまちづくりの促進（良好な住環境の創造・保全, 秩序ある良好な土地利用の促進）

－担当部課：都市整備部 都市計画課・建築指導課－

【現 状】

人口減少の進行や人口構造の変化, 経済状況の不透明感, 市民ニーズの多様化など, 社会経済環境の変化が, 市街地の空洞化など都市構造にも影響を与えています。

【課 題】

効果的な規制・誘導などによる計画的な土地利用などを促進し, 安全かつ快適な生活環境を確保する必要があります。

【取組の方向性】

効果的な規制・誘導などにより, 計画的な土地利用を推進し, 建築物の安全性を確保して, 快適で安全なまちづくりを推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・人口減少や高齢化に対応した持続可能な都市構造を構築するため, 立地適正化計画や都市計画マスタープラン地域別構想を策定します。
- ・用途地域の設定や開発許可基準などにより, 秩序ある良好な土地利用を促進します。
- ・建築規制の実効性を確保するため, 完了検査の実施の徹底や建築物の維持管理について指導します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■市街化区域内の宅地化率

61.6%（2014年度末） ⇒ 64.0%（2019年度）

基本的方向 3 4 : 平等で平和な社会の実現

— 担当部課 : 地域振興部 人権政策課 —

【現 状】

人権尊重については、これまでも積極的に取り組んできましたが、今なお様々な人権問題が残っています。

また、社会経済環境の急激な変化に伴い、人権尊重の視点から、多様な対応が求められています。

【課 題】

個人が尊重された社会の実現をめざすため、意識や慣習面のバリアをなくし、全ての人々が家庭や地域や職場でともに生き、暮らすことのできる環境づくりを進める必要があります。

また、新たな人権問題が生じてきている現状に対応し、広く市民の関心を高め、積極的な参加につながるような取組を進める必要があります。

【取組の方向性】

市民ニーズや急激な社会情勢の変化に伴う新たな人権問題にも対応でき、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権を尊重する意識を高めます。

【具体的な施策の内容】

- 平和の尊さ、命の尊さ、大切さを次世代に発信する啓発活動に取り組むとともに、全ての人々が尊重される社会をめざし、社会の情勢や参加者のニーズに対応した人権・平和に関する啓発・意識向上が図られるような啓発活動を実施します。
- 地域住民の交流、生活・福祉の向上と人権・同和問題の解決に向けた取組を行います。
- 児童に健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにし、児童一人ひとりの人権意識を育むための取組を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

■ 啓発イベントの参加者数

2,537人（2014年度） ⇒ 3,000人（2019年度）

■ 隣保館、児童センター事業などへの参加者数

55,261人（2014年度） ⇒ 57,000人（2019年度）

基本的方向 35 : 男女共同参画社会の実現（女性の活躍推進）

－担当部課：地域振興部 男女共同参画課－

【現 状】

就業を希望しているものの育児・介護などを理由に働いていない女性（女性の非労働力人口のうち就業希望者）は、全国で約300万人に上るとされています。子育て期の女性では、第一子出産を機に約6割の女性が離職するなど、出産・育児を理由に離職する女性が依然として多い現状にあります。

また、ニーズの多様化やグローバル化が進む中、経済や地域の活性化に向けては、人材の多様性を確保することや新たな価値観の創造が求められており、少子高齢化による人口構造の変化に伴い将来の労働力不足が懸念される中、女性の力は「わが国最大の潜在力」として期待されています。

【課 題】

女性の活躍推進を進めるには、女性がその希望に応じた生き方ができるような環境整備が求められ、制度や慣行が女性に及ぼす影響に配慮しながらその個性と能力が十分に発揮できるよう行われることが重要です。

また、男女が共に相互の協力と社会の支援の下、職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立させるためには、男性の働き方（長時間労働）の見直しなども大きな課題となっています。

【取組の方向性】

あらゆる分野において、男女が社会の構成員としてともに参画し責任を担える社会づくりをめざします。多様な生き方を選択できる環境を整備するため、市民と行政、事業所それぞれが「役割」を認識し、男女共同参画の推進を図ります。

【具体的な施策の内容】

- ・あらゆる分野において意思決定の場や指導的立場に女性の参画を進めます。
- ・事業所など関係機関との連携を図り、女性の活躍を推進するための取組を進めます。（SUZUKA女性活躍推進連携会議）
- ・ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりに取り組みます。
- ・地域活動や家庭生活において、男女がともに参画できるような情報や学習機会を提供します。

【重要業績評価指標（KPI）】

■男女共同参画意識の普及度

62.4%（2014年度） ⇒ 75.0%（2019年度）

■ 審議会などにおける男女比率の適正化

46.7%（2015年4月1日現在） ⇒ 70.0%（2019年度）

基本的方向 36 : 多文化共生社会の実現

—担当部課 : 地域振興部 市民対話課—

【現 状】

経済活動のグローバル化によって、人の国際移動が活発となり、また、わが国における在留制度の改変もあり、市内に多くの外国人市民が在住し、その滞在も長期化・定住化傾向にあります。

【課 題】

文化・風習・社会制度の違いや言葉の問題などにより、教育、福祉、就労など、地域社会における課題を解消するための多様な対応が求められています。

【取組の方向性】

様々な国籍、民族など異なる文化的背景を持った人々が、互いの違いを認め合い尊重し合いながら、地域社会の構成員として地域づくりに参画できる多文化共生社会の実現をめざします。

【具体的な施策の内容】

- ・外国人市民が地域社会で生活していくために必要な日本語習得について支援するとともに、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- ・市民一人ひとりの多文化共生、異文化理解の意識の高揚を図るため、講演会の実施や広報誌などを活用した啓発に取り組みます。
- ・友好都市をはじめとする海外都市との国際交流事業の実施と市民への情報提供を拡充します。
- ・国際交流活動団体への活動支援を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

■市民の多文化共生意識の普及度

37%（2015年度） ⇒ 70%（2019年度）

■国際親善・国際交流に関する啓発イベントにおける参加者の理解度

89%（2015年度） ⇒ 100%（2019年度）

基本的方向 37：協働のまちづくり及び住民主体の地域づくりの推進

－担当部課：地域振興部 地域協働課－

【現 状】

人口減少や少子高齢化，地域のつながりの希薄化，ライフスタイルや価値観の多様化などの様々な社会環境の変化と，老年人口の増加による社会保障費の拡大や老朽化による公共施設・インフラ整備などにより，自治体経営は厳しさを増し，多様化する市民ニーズに対して，これまでのように行政が，全てに應えていくことが難しくなってきました。

一方，地方分権の進展により，それぞれの都市に合った自治体経営を選択できるようになったことで，より市民の声を反映し，市民が主役となったまちづくりができるようになってきています。

【課 題】

鈴鹿市まちづくり基本条例に掲げる「みんなで協働して，活力ある，住みよい鈴鹿市」づくりに向けて，多様な主体（市民・地域・NPO・学校・事業者・行政など）が公共の担い手として，対等な立場で信頼関係を築き，各々の特性に応じて役割を分担し，自己責任においてまちづくりに取り組む必要があります。

特に，地域においては，自助・共助・公助の考え方にに基づき，地域の課題は地域の実情に合った方法で解決していくことのできる住民主体の地域づくりを推進し，地域と行政が協働で持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

【取組の方向性】

活力ある住みよい鈴鹿市づくりに向けて，鈴鹿市協働推進指針に基づき，協働の必要性の認識を深め，自己責任の下に特性に応じて役割を分担し，新しい公共の領域の拡大も図りながら，市民とともにまちづくりに取り組みます。

地域に愛着を持ち，地域の絆を深めながら，将来にわたって安心して暮らし続けることができるまちづくりの土壌を整えるとともに，住民が地域の将来像を描き，その実現に向けて主体性を持って地域の課題解決を図ることができるよう，住民主体の地域づくりを推進します。

【具体的な施策の内容】

- ・鈴鹿市協働推進指針に基づき，協働の必要性を周知・啓発し，協働の可能性の検討及び成果を検証する体制をつくりながら，協働による各施策や事業の取組を促進します。
- ・市民活動団体が活動を活性化できるよう，研修機会の提供や交流促進，活動拠点

の整備に取り組みます。

- 住民，自治会をはじめ地域で活動する組織や団体が連携して地域づくりに取り組むことのできる体制を整えます。
- 地域が主体性を持って地域づくりに取り組むことができるよう，人的支援や財政的支援を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

■ 審議会などにおける公募市民委員の登用率

2.9%（2015年度） ⇒ 5.0%（2019年度）

■ すずか市民活動情報広場への登録団体数

86団体（2015年度） ⇒ 127団体（2019年度）

■ 地域づくり協議会の設立数

14団体（2015年度） ⇒ 29団体（2019年度）

基本的方向 38 : 行政経営力の更なる強化 (公共施設マネジメントの推進)

—担当部課 : 政策経営部 行政経営課—

【現 状】

本市の公共施設の多くは、昭和40年代の高度経済成長期から昭和50年代にかけて整備が行われ、学校、公営住宅など多くの施設がこれらの時期に建設されており、建築から30年以上が過ぎ、今後ほとんどの施設が更新時期を迎えようとしています。

また、少子高齢化により人口構造が変化していく中で、市民の公共施設におけるサービスに対する需要も変わりつつあります。

【課 題】

厳しい財政状況の中で、必要な公共施設を効率的に維持・更新していくためのマネジメントの仕組みを構築する必要があります。

また、これまで経済成長とともに人口が急増する状況から、少子高齢化により人口構造が変化していくことで、公共施設において提供すべきサービスのあり方も踏まえて、適正な総量の公共施設の維持を図ることが求められています。

【取組の方向性】

将来的な公共施設などにおける行政サービスを維持・確保するため、公共建築物の保有量と運営管理の適正化を進めるとともに、長寿命化を計画的に行います。

【具体的な施策の内容】

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設マネジメントの効率的、効果的な取組を推進します。
- 公共施設の維持保全、長寿命化をはじめ、再編、統廃合のための方針及び計画を定め、取組を推進します。
- 市民や有識者とともに公共施設マネジメントを進める体制を整備し、合意形成を図りながら、公共施設マネジメントを推進します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

■ 公共建築物保有量 (面積) 削減率

0% (2015年度) ⇒ 1% (2019年度)

7 総合戦略の進行管理

総合戦略は、2015（平成27）年から2019（平成31）年の5年間を計画期間としているため、適切に進行管理を行い、計画期間中にPDCAのサイクルにより、評価、検証に基づく改善、見直しを行うことが必要です。

このため、本市では、次の方法により進行管理を行います。

（1）推進体制

① 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

総合戦略の着実な推進には、全庁的に取り組む体制が必要であるため、庁内の経営層の職員で構成する「鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」及び主管課長などで構成する幹事会を設置し、鈴鹿市人口ビジョン及び総合戦略の策定、評価、検証などの進行管理を行います。

② 鈴鹿市地方創生会議

学識経験者や産業界、金融機関、メディア、官公庁などの関係者の参画による鈴鹿市地方創生会議を設置し、行政外部の立場から、鈴鹿市人口ビジョンや総合戦略の策定や取組に対する意見を聴取し、評価、検証を行います。

（2）進行管理の方法

進行管理については、基本目標の数値目標及び施策の重要業績評価指標（KPI）の達成度を、鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部及び鈴鹿市地方創生会議が評価、検証することにより、適切に行います。

また、総合計画への貢献度や総合戦略の評価・検証結果に基づき、国の財政支援も含め予算的な対応を考慮し、次年度以降の施策や事業のあり方を検討、見直し、必要に応じて総合戦略を改訂していきます。